

府 食 第 106 号
令和 5 年 3 月 1 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価の結果の通知について

令和 5 年 2 月 17 日付け厚生労働省発生食 0217 第 14 号をもって貴省から当委員会に意見を求められた事項については、下記の理由から、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号に規定する人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

記

1. 既存添加物 45 品目の成分規格の設定について

本件は、既に長年使用されている既存添加物について、新たに公定規格として成分規格を設定するものである。45 品目の当該成分規格は、流通品の分析結果、既存添加物自主規格等を踏まえて設定されており、当該成分規格の設定前と比較して添加物の品質がより確保されるものであって、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはない。

2. 指定添加物「アスパルテーム」の成分規格の改正について

混在物である光学異性体（L- α -アスパルチル-D-フェニルアラニンメチルエステル）の上限規格値の改正は、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（以下「JECFA」という。）の成分規格との整合性を確保するためのものである。JECFA の成分規格を満たす添加物については、これまで妥当なものとしてきており、その品質に懸念があるとの知見はないことから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはない。また、検液の調製方法及び分析条件並びに分析法の改正については、規格値の変更を伴うものではないことから、人の健康に影響を及ぼすものではない。

3. 「エンジュ抽出物」の成分規格の改正について

食品添加物の名称の改正については、既存添加物名簿との整合性の確保を

目的として、「ルチン（抽出物）」に改めるものであり、また、アズキ全草抽出物及びソバ全草抽出物も本規格に含めるものであり、その品質について従前から変更はないため、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはない。また、純度試験の改正については、試験法の記載の整備であることから、規格値の変更を伴うものではなく、人の健康に影響を及ぼすものではない。

4. 添加物製剤「過酢酸製剤」の成分規格の改正について

1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸の含量に関する規格値改正については、従前の規格値の範囲内での変更であって当該規格値に関する適否判定の精度を厳格にするためのものであり、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはない。また、検液の加熱方法及び検量線用標準液の調製濃度の改正については、規格値の変更を伴うものではないことから、人の健康に影響を及ぼすものではない。

5. 既存添加物「カラシ抽出物」の成分規格の改正について

含量の規格値の改正については、定量法改正により精度が向上し、より正確な絶対純度が捉えられるものの、現行法で算出されたものより低く算出されることを考慮し、規定の精緻化を目的として含量の規格値を下げるものであり、その品質について従前から変更はないため、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはない。また、分子量、定量法及び確認試験の改正については、原子量表（2010）や定量法改正に伴う記載の整備であること、定量法の改正については試験方法の見直しであることから、これらは規格値の変更を伴うものではなく、人の健康に影響を及ぼすものではない。

6. 指定添加物「酢酸エチル」の成分規格の改正について

本件は、JECFA 及び米国食品化学物質規格集の成分規格との整合性の確保及び試験の精度の向上を目的に、含量の規格値、確認試験、屈折率、比重及び定量法の見直しを行うものである。JECFA の成分規格を満たす添加物については、これまで妥当なものとしてきており、その品質に懸念があるとの知見はないことから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはない。

7. 既存添加物「植物タンニン」の成分規格の改正について

規定の精緻化を目的として、乾燥物換算としての含量である旨を削除することは、規定された定量法の下では含量の規格値に影響はないことから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはない。また、定義の見直しについては、規格値の変更を伴うものではないことから、人の健康に影響を及ぼすものではない。

8. 指定添加物「テルピネオール」の成分規格の改正について

確認試験の赤外吸収スペクトルの波数の見直しを行うことについては、実態に即するように改正並びに明確でない又は確認できない赤外吸収スペクトルを削除するものであり、これにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれはない。

9. 指定添加物「二酸化チタン」の成分規格の改正について

純度試験のうち、塩酸可溶物及び強熱減量の項目の改正を行うことについては、改正後の成分規格により対象物質に求められる純度等の水準は従前と同等であり、その品質について従前から変更はないため、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはない。

ただし、今次改正項目に限らず、本品目の安全性に関する新たな知見が得られた場合は、必要に応じて対応を検討すること。